

家族法制部会第28回会議・議事速報

2023年6月20日、法制審議会・家族法制部会の第28回会議が、法務省内で開催された（ウェブ会議システムを併用して実施）。今回もほぼ全ての委員・幹事が出席して、大村敦志部会長の進行のもと、議事が進められた。

今回の会議では、前回に引き続き、離婚及びこれに関連する制度に関する各論点について、これまでの議論や、パブリック・コメントの手続において寄せられた意見及びヒアリングの結果も参考にしつつ、三巡目の調査審議が行われた。今回の会議では、次のような各論点についての議論がされた。

まず、前回に引き続いて、部会資料27に基づき、父母が裁判上の離婚をする場合の規律について議論がされた。多くの委員・幹事からは、裁判上の離婚の際には、①裁判所が父母双方を親権者とするかその一方を親権者とするかを判断すること及び②父母双方を親権者とするかその一方を親権者とするかについて父母間で合意がされたときは、裁判所がそのことを踏まえて親権者の定めをすることについて賛同する意見が示された。また、親権者の定めについて父母間で合意がされていないときの判断枠組みについては、多くの委員・幹事から裁判所が子の利益を考慮してこれを判断すべきであるとの指摘がされた上で、子の利益の捉え方について様々な意見が示された。

続いて、部会資料28に基づき、離婚後の父母の一方を親権者と定め、他方を監護者と定めた場合の規律や、認知の場合の規律について議論がされた。離婚後の父母の一方を親権者と定め、他方を監護者と定めた場合については、身上監護に関する事項は基本的に監護者が行い、財産管理等に関する事項は親権者が行うものとするについてはおおむね異論がなかった。その上で、監護者でない親権者が有する権限の整理等については、父母双方を親権者としつつ、その一方を監護者と定めた場合の規律の在り方も含めて、更に検討が必要であるとの指摘がされた。認知の場合の規律については、多くの委員・幹事からは、認知の場合において父母双方を親権者とするを一律に認めていない現行民法第819条については見直しが必要であるとの意見が示されたものの、一部の委員からは見直しに慎重な意見も示された。

さらに、同部会資料に基づき、未成年養子縁組に関する規律の見直しについても議論がされた。未成年者の利益を損なうような未成年養子縁組に対応する規律の在り方については、多くの委員・幹事から、全ての未成年養子縁組について一律に家庭裁判所の許可を必要とすることは實際上困難であるとしても、縁組の前後を問わず、未成年養子縁組に対する家庭裁判所の関与の在り方については引き続き検討が必要であるとの指摘がされた。

次回以降の会議では、引き続き、三巡目の調査審議を継続する予定である。

※ 本速報は、事務局の責任で、部会の議事結果のあらましを、速報として、日本語・英語で随時に提供するものである。追って、議事録（日本語）を公開する予定である。